

株式会社鹿児島建築確認検査機構
 法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度
 評価業務手数料規程

1. 住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

(1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願
	30,000	25,000

(2) 共同住宅等（住戸）

$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{評価住戸数}$ 基本料金 78,000円 戸当たり料金 1,900円

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願
5戸	87,000	78,000
10戸	97,000	87,000
20戸	116,000	104,000
30戸	135,000	121,000
50戸	173,000	155,000

(3) 共同住宅等（住棟）

$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{総住戸数} + \text{共用部料金}$ 基本料金 78,000円 戸当たり料金 1,900円 共用部料金 78,000円
--

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願
5戸	165,000	148,000
10戸	175,000	157,000
20戸	194,000	174,000
30戸	213,000	191,000
50戸	251,000	225,000

※ 当機構に建築確認申請又は適合証明申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとする。

① 戸建住宅は、25,000円とする。

② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金算定に0.9を乗じた額（千円未満は切り捨て）とする。ただし、同一の申請内容に限る。

※ 共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建築物全体の「住棟」の評価料金とする。

※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。

※ 「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金を戸数を乗じた額とすることができる。

※ 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。

2. 非住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

延べ面積（㎡）	算定方法	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
～ 300 未満		49,000	29,000	29,000	99,000	69,000	69,000
300 ～ 1,000 未満		79,000	49,000	49,000	169,000	109,000	87,000
1,000 ～ 2,000 未満		99,000	69,000	61,000	209,000	139,000	87,000
2,000 ～ 3,000 未満		130,000	95,000	69,000	244,000	165,000	113,000
3,000 ～ 4,000 未満		156,000	113,000	87,000	297,000	200,000	139,000
4,000 ～ 5,000 未満		191,000	139,000	104,000	367,000	244,000	165,000
5,000 ～ 10,000 未満		235,000	165,000	122,000	428,000	288,000	183,000
10,000 ～ 20,000 未満		288,000	191,000	148,000	506,000	341,000	218,000
20,000 ～ 50,000 未満		341,000	235,000	183,000	603,000	402,000	244,000
50,000 ～ 100,000 未満		363,000	279,000	226,000	708,000	471,000	279,000
100,000 ～		370,000	349,000	270,000	725,000	559,000	332,000

※ A種、B種、C種の用途分類の適用については別表による。

※ 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ面積により料金を算定する。

※ 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は、次のとおり適用する。

① A分類が含まれるときはA分類

② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

※当機構に建築確認申請の依頼と併願する場合は、上記2の料金表に0.9乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。

※ 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。

※ 変更申請に係る技術的審査料金は、当初の申請で適用された技術的審査料金に0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、次の場合は当初の申請で適用された技術的審査料金とする。

① 用途分類を変更する場合

② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更

③ 評価方法の変更（モデル入力法⇄標準入力法等）

④ 直前の判定を当機構以外の機関等から受けている場合。

3. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。

① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更

② 建築物の所在地等の記載の変更

③ 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合

4. 適合証を再発行する場合又は上記3の変更に基づき、適合証を交付する場合の発行料金は、1通につき1,000円（消費税込み）とする。

5. プレート代、シール代は別途実費とする。

6. 当機構が特に必要と認める場合は、上記によらず手数料を減額し、または免除することができる。

（附則） この手数料規程は、令和5年6月26日より施行する。